

千代田区議会議員記章貸与規程

(昭和58年3月31日 議長決裁)

改正 平成15年6月27日議長訓令第4号

〔題名改正〕

(通則)

第1条 議長は、千代田区議会議員(以下「議員」という。)に対し、議員記章(以下「記章」という。)を貸与する。

(15議会議長訓令・一改)

(様式)

第2条 前条の規定による記章の様式は、別図のとおりとする。

(15議会議長訓令・一改)

(貸与等)

第3条 記章は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(15議会議長訓令・一改)

(再貸与)

第4条 紛失その他の理由により再貸与を受けるときは、別記様式により議長に申請しなければならない。

(その他)

第5条 この規程で定めるもののほか必要な事項については、議長がこれを定める。

附 則

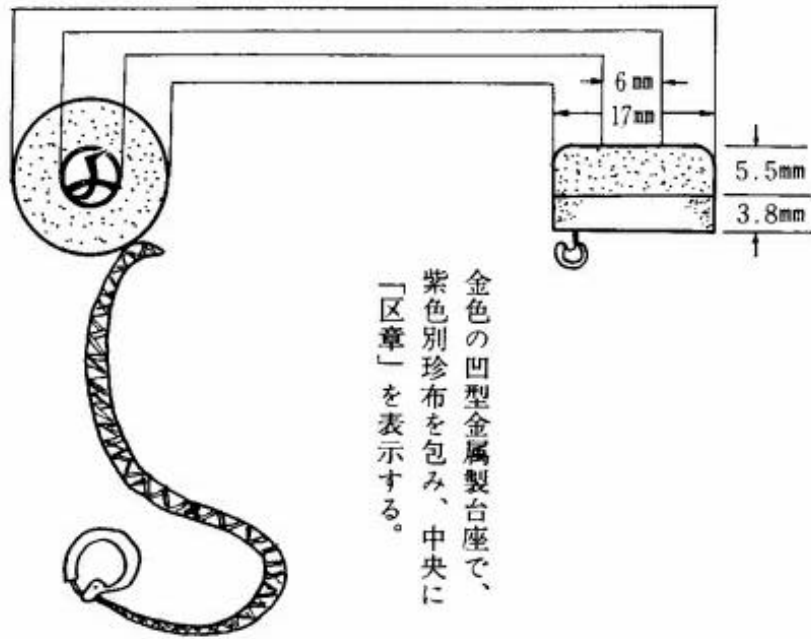
1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に貸与を受けている者の記章については、この規程により貸与を受けたものとする。

附 則 (平成15年6月27日議会議長訓令第4号)

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

別図



別記様式（第4条関係）

平成 年 月 日

千代田区議会議員記章再貸与申請書

千代田区議会議長 殿

下記により、千代田区議会議員記章の再貸与を申請いたします。

記

1 氏 名 印

2 理 由 _____

